

【主催】 富士宮商工会議所・中小企業相談所

【協力】 富士宮労務管理研究会

# 今後の人材確保・働き方改革と労働法について

労働力人口の減少で人手不足が叫ばれる昨今、人材確保は、企業の大きな課題の一つとなっています。また、法改正への対応や働き方・働く世代の変化にも柔軟に対応していく必要があります。

今回のセミナーでは、働き方改革や、派遣社員が個人単位で同一組織に働ける期間が、3年までとなった平成27年労働派遣法の改正や5年の無期転換ルールが定められた労働契約法の改正等、人材確保を主題にそれらを取りまく労務問題の今後について学びます。是非、経営者から人事・総務担当者さままで幅広いご参加をお待ちしております。

## 主な講座内容

今後、企業が人材確保に努める際、労務管理面から、押さえておくべき点、注意すべき点を学ぶ。

- 労働契約法の改正：無期転換ルール
- 定年後の再雇用
- 労働者派遣法改正の概要
- 働き方改革のメリット
- 働き方改革に取り組まないリスク
- 働き方改革に関する事例

※一部内容に変更が在る場合がございます。ご了承ください。



## 講師



青葉法律事務所 弁護士  
中小企業診断士  
メンタルケア心理士  
とうどう たけひさ  
藤堂 武久 氏

明治大学法科大学院法務研究科法務専攻修了。弁護士として、主に労働問題（不当解雇問題、残業代請求問題、パワハラ問題、労災問題等）について示談交渉や裁判を担当するなかで、トラブルが起きてから解決するよりも、起きる前に予防すべきと考え、中小企業診断士として、講演活動や経営コンサルティングにも取り組み、リスクを減らして付加価値を高める会社作りの普及を目指して活動中。法律の世界では、法律を知らなかっただけで損をしたり、ひどい目に遭ってしまったということが多いあるため、そのようなことになってしまう人をなくしたい想いで、積極的に活動を行っている。

**日時** 平成29年10月13日(金) 14:30～16:30

**会場** クリスタルホールパテオン（富士宮市錦町7-8）

**定員** 40名（定員になり次第締め切りさせていただきます）

**受講料** 1,000円/名

非会員 3,000円/名

**連絡先** 富士宮商工会議所（0544-26-3101）

※当日、お持ちください

（切り取らずにこのまま送信してください。）

|  |       |  |  |
|--|-------|--|--|
| 富士宮商工会議所・三浦 行 FAX：0544-26-0303 セミナー参加申込書 申込締切日 10月6日まで |       |  |  |
| 事業所名   |       |  |  |
| T E L  | F A X |  |  |
| 参加者名   | 参加者名  |  |  |

※申込書にご記入頂きました個人情報、適切な管理を図り、参加者名簿の作成および本講演会に関する連絡の目的のみ使用します。